

軽自動車等の手続きはお済みですか？

令和2年度軽自動車税種別割は、令和2年4月1日現在、名義になっている方に課税されます。

お手続きがお済みでない方は、4月1日までにお手続きをお願いします。車種によりお手続き場所が異なりますのでご注意ください。

■原動機付自転車(排気量125cc以下)や小型特殊自動車等の常陸大宮市ナンバー車両

以下①～⑨のような異動があった場合には、本庁税務徴収課または各支所で手続きをお願いします。

- ①販売店等から購入した
- ②知人等から譲り受けた
- ③市外から転入し、登録住所が旧住所地になっている
- ④廃棄した
- ⑤知人等に譲った
- ⑥市外に転出し、登録住所が常陸大宮市になっている
- ⑦盗難に遭った
- ⑧亡くなった方の名義になっている
- ⑨災害に遭った

○手続きに必要なもの(原動機付自転車、小型特殊自動車)

異動の事由	販売証明書	譲渡証明書	廃車申告受付書 (廃車証明書)	標識交付証明書	ナンバープレート	所有者の印鑑
購入による登録	○					○
譲渡による登録		○ または	○			○
転入			○			○
廃車 (廃棄、譲渡、転出)				○	○	○
廃車(盗難)				○		○

※代理人によるお手続きの場合は、代理人の印鑑も必要です。

※車台番号のメモや商品カタログでのナンバー取得はできません。必ず譲渡(販売)人の情報記入、押印のある譲渡(販売)証明書をご準備ください。

※盗難の場合は、警察署で盗難届を出した際の「受理番号」等が必要です。

※台風19号で被災した原動機付自転車(排気量125cc以下)や小型特殊自動車等が使用不可となった場合も令和2年4月1日までにお手続きが必要です。また、ナンバープレートや車両が流されてしまった場合、ナンバープレートが無くてもお手続き可能です。所有者・使用者の印鑑(所有者・使用者本人によるお手続きの場合は拇印可)をお持ちの上、本庁税務徴収課または各支所へお越してください。

■軽自動車、二輪の小型自動車、軽二輪のお手続き

詳細は、下記の表を確認してお問い合わせください。

解体のみのお手続きを業者に依頼された方、解体業者の方は下記お問い合わせ先にて抹消登録の申告をお願いします。

※台風19号の影響で被災した軽自動車、二輪の小型自動車、軽二輪のお手続きについても下記お問い合わせ先をお願いします。

車両の種類	届出先および問合せ先
軽自動車(660cc以下の三輪・四輪のもの)	軽自動車検査協会茨城事業所 茨城県東茨城郡茨城町若宮字広山887番59 ☎050-3816-3105
二輪の小型自動車(250cc超のもの) 軽二輪(125cc超250cc以下のもの)	茨城運輸支局 茨城県水戸市住吉町353番地 ☎050-5540-2017

問 本庁 税務徴収課市民税G ☎52-1111 内線239

あなたも里親になりませんか

茨城県では、親の病気や虐待などで、生まれた家庭で暮らせない子供に温かな家庭的雰囲気の中で生活できるように里親制度を積極的に推進しています。

里親に興味がある方のご連絡ください。

詳しい情報につきましては、茨城県青少年家庭課のホームページでご確認ください。

問 茨城県中央児童相談所 ☎029-221-4150(里親担当)

茨城県青少年家庭課 [HP] <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/hokenfukushi/kodomo/>